

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

障がいのある人もない人も互いに認め
支え合う 安心とやさしさを感じるまち

久 山 町

第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標

本計画では、国が示した基本指針を踏まえ、令和8年度を目標年度とした達成すべき成果目標を設定します。

成果目標 1 施設入所者の地域生活への移行及び施設入所者数の削減に関する目標

【国の基本指針】

障がい者の地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込む。目標値は、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域へ移行することを基本とする。また、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

【本町の方針】

本町では、令和5年度末の施設入所者数の見込が令和4年度末に比べ既に1名増となっています。今後、施設入所者本人の高齢化や重症化、また家族等介護者の高齢化などにより、在宅生活が困難な障がい者の利用意向を踏まえると、国の指針と実態がそぐわないため、**現在の施設入所者数の現状維持を目標とします。**

【成果目標 1 施設入所者の地域生活への移行】

項 目		数 値	備 考
実 績（令和4年度末）		15 人	令和4年度末時点の施設入所者数
実 績（令和5年度見込）		16 人	令和5年度末（見込）の施設入所者数
見込み（令和8年度末）		16 人	令和8年度末の施設入所者数
目標値	施設入所者数の削減見込	現在の入所者数の現状維持	
	地域生活移行者数	現在の入所者数の現状維持	

成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置については、引き続き設置に向けた取組を推進していくとともに、協議の場の活性化に向けた取組が必要。

【本町の方針】

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを送ることができるように、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育などの関係者が重層的に連携し、支援体制を構築することが必要という観点から、粕屋保健福祉事務所主催で開催されている会議や研修会等に参加し、他機関と連携のとれる体制を構築していきます。その上で、粕屋管内市町の動向を確認し、体制の検討を行い、**令和8年度末までに、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設け、地域包括支援ケアシステムの構築の推進に努めます。**

成果目標 3－1 地域生活支援拠点等有する機能の充実

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【本町の方針】

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（相談、体験の機会や場、緊急時の受け入れや対応、専門的人材の確保や養成、地域の体制づくりなど）をもつ場所や体制のことです。

引き続き、糟屋中南部6町自立支援協議会において、機能の充実について協議を行います。

また、福岡県のコーディネーターを活用し年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討を行います。

成果目標 3－2 強度行動障がい者への支援体制の充実

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【本町の方針】

糟屋中南部6町自立支援協議会において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備について協議を行います。

成果目標 4 - 1 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和 8 年度中に、令和 3 年度の一般就労への移行実績の **1. 2 8 倍以上** とする事を基本とする。

【本町の方針】

本町では、令和 3 年度中に、福祉施設から一般就労へ移行した人の実績は 4 名ですが、障がい者が地域で自立した日常生活または社会生活を送るための基盤として、就労支援は重要なため、必要な方が利用できるように周知を行います。

【成果目標 4 - 1 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行】

項 目		数 値	国の方針
年間一般就労移行者数	実 績	4 人 (令和 3 年度)	令和 8 年度中、令和 3 年度と比べて、福祉施設から一般就労への移行実績の 1. 2 8 倍以上
	目標値	6 人 (令和 8 年度)	
就労移行支援事業を利用した一般就労移行者数	実 績	4 人 (令和 3 年度)	令和 8 年度中、令和 3 年度と比べて、就労移行支援事業を利用した一般就労への移行実績の 1. 3 1 倍以上
	目標値	5 人 (令和 8 年度)	
就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型のどちらかを利用した一般就労移行者数	実 績	0 人 (令和 3 年度)	令和 8 年度中、令和 3 年度と比べて、就労継続支援 A 型を利用した一般就労への移行実績の 1. 2 9 倍以上、就労継続支援 B 型を利用した一般就労への移行実績の 1. 2 8 倍以上
	目標値	1 人 (令和 8 年度)	

成果目標 4－2 一般就労後の定着支援

【国の基本指針】

就労定着支援事業の利用者数は、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。

【本町の方針】

本町では、令和 3 年度の就労定着支援の利用者は 2 名ですが、障がい者が今後も継続して就労をするうえで就労定着支援は重要ですので、必要な方が利用できるように周知を行います。

【成果目標 4－2 一般就労後の定着支援】

項 目		数 値
就労定着支援事業の利用者数	実 績	2 人 (令和 3 年度)
	目標値	3 人 (令和 8 年度)

成果目標 5-1 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

【国の基本指針】

○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

○児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【本町の方針】

児童発達支援センターは、圏域で2か所設置しています。

この児童発達支援センターにおいては、保育所等訪問支援の事業も行われているため、必要に応じて利用の推進を図ります。

【成果目標 5-1 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築】

項 目	現 状	目 標
児童発達支援センターの設置	2か所設置済み	現状維持
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	児童発達支援事業所において実施	現状維持

成果目標 5-2 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援

【国の基本指針】

○重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に1か所以上確保することを基本とする。

○医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各圏域及び各市町村において、**保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場**を設けるとともに、医療的ケア児等に関する**コーディネーター**を配置することを基本とする。

【本町の方針】

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスは、町内事業所で実施しています。

今後も重症心身障がい児の受け入れ体制が確保できるよう、地域における障がい児等のニーズ、児童発達支援や放課後等デイサービスでの障がい児の受け入れ状況などを関係機関と共有し、サービスの利用を図ります。

医療的ケア児が身近な地域で心身の状況に応じた保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の適切な支援を受けられるよう、**今後、医療的ケア児の協議の場において相談支援事業所のコーディネーターと連携し、支援の調整を進めます。**

【成果目標 5-2 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援】

項 目	現 状	目 標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	設置済み	現状維持
医療的ケア児の支援に関し、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議の場の設置	未設置	令和8年度末までに1か所設置
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	未設置	令和8年度末までに1人配置

成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【本町の方針】

町内の相談支援事業所は、令和5年度末現在で2か所、相談支援専門員は5人となっています。**基幹相談支援センターについて、圏域内で設置の必要性について検討を行います。**

今後も障がいの種別やニーズに対応し、総合的・専門的な相談支援を継続できるよう、糟屋中南部自立支援協議会において、個別事例の検討や研修を行い地域資源の開発や改善につなげます。

成果目標 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

令和8年度までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。（都道府県が市町村職員に対して実施する研修への参加）

【本町の方針】

職員が県の実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に参加し、支援の資質向上に努めます。

第2章 障がい福祉サービス等の見込み

障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスについて、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度（見込））の実績をもとに、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）の事業量を見込みました。

第1節 障がい福祉サービスの事業量の見込み

障がい福祉サービスの「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」について事業量を見込みます。サービス見込み量の単位は下記のとおりです。

人/月	1 か月当たりの利用人数
時間/月	1 か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）
人日/月	1 か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

1 訪問系サービス

障がい者等の地域生活を支援していくため、以下の5つの訪問系サービスを実施しています。

【訪問系サービスの内容】

サービス名	サービス内容
① 居宅介護 （ホームヘルプ）	居宅介護の支援が必要と判断された障がい者（障害支援区分1以上）の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
② 重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がい者（障害支援区分4以上）に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。
③ 同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等（障害支援区分2以上）の外出時に、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。
④ 行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がい者（障害支援区分3以上）に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
⑤ 重度障がい者等 包括支援	意思疎通に著しい困難を伴う重度障がい者（障害支援区分6）に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

【訪問系サービスの実績と見込み量】

サービス名	単位	実績（※令和5年度は見込み）			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 居宅介護 （ホームヘルプ）	人/月	7	7	8	8	9	10
	時間/月	400	285	315	320	350	400
② 重度訪問介護	人/月	1	0	0	0	0	0
	時間/月	244	0	0	0	0	0
③ 同行援護	人/月	1	2	2	2	2	2
	時間/月	22	20	19	22	22	22
④ 行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
⑤ 重度障がい者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

【訪問系サービスの見込み量の考え方及び方策】

訪問系サービスの利用者数に大幅な変動はありませんが、居宅介護の利用時間は増加傾向にあるので増加を見込んでいます。利用ニーズの増大に応じて適切なサービスが提供できるよう、訪問系サービス事業所等と連携し、必要とされるサービスの提供・維持を図ります。

また、行動援護と重度障がい者等包括支援は、サービスの特性上、対象者が限られ、これまでの利用実績はなく、今後の見込みもありませんが、サービス提供を行える体制を確保するとともに、サービスの周知を図ります。

2 日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービスの利用を保障するため、以下の 10 の日中活動系サービスを実施しています。

【日中活動系サービスの内容】

サービス名	サービス内容
① 生活介護	地域や入所施設において、常時介護が必要である障がい者（障害支援区分 3 以上（施設入所者は障害支援区分 4 以上））に対して、昼間に入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。
② 自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がい者または難病を患っている方を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
③ 自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
④ 就労選択支援 （新設）	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
⑤ 就労移行支援	65 歳未満の人で一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び技術を習得するための訓練を行うサービスです。
⑥ 就労継続支援 （A 型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
⑦ 就労継続支援 （B 型）	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人などに、一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
⑧ 就労定着支援	一般就労に移行し、就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じている人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行うサービスです。
⑨ 療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。
⑩ 短期入所 （ショートステイ）	居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ、短期間の入所を必要とする障がい者（障害支援区分 1 以上）に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

【日中活動系サービスの実績と見込み量】

サービス名	単位	実績（※令和5年度は見込み）			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 生活介護	人/月	27	26	28	29	29	30
	人日/月	564	568	576	588	609	630
※うち重度障がい者の利用者数	人	2	4	5	5	5	5
② 自立訓練 （機能訓練）	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	9	15	12	15	15	15
③ 自立訓練 （生活訓練）	人/月	1	2	2	1	1	1
	人日/月	15	23	19	23	23	23
④ 就労選択支援 （新設）	人/月	—	—	—	0	3	3
	人日/月	—	—	—	0	54	54
⑤ 就労移行支援	人/月	7	2	1	2	3	4
	人日/月	125	34	18	36	54	72
⑥ 就労継続支援 （A型）	人/月	1	1	2	2	2	2
	人日/月	16	23	33	40	40	40
⑦ 就労継続支援 （B型）	人/月	12	12	11	13	14	15
	人日/月	211	235	205	260	280	300
⑧ 就労定着支援	人/月	2	4	4	4	4	4
⑨ 療養介護	人/月	4	4	4	4	4	4
⑩ 短期入所							
福祉型 短期入所	人/月	3	2	2	3	3	3
	人日/月	13	17	13	15	15	15
※うち重度障がい者の 利用者数	人	1	0	1	1	1	1
医療型 短期入所	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	0	0	0	2	2	2
※うち重度障がい者の 利用者数	人	0	0	0	1	1	1

※ここでの重度障がい者は、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者、医療的ケアを必要とする者等のことです。

【日中活動系サービスの見込み量の考え方及び方策】

生活介護の利用者数は増加傾向であるため、利用増を見込んでいます。今後も利用ニーズを把握し、必要とされる人へのサービス提供体制の確保を図ります。

就労移行支援は、利用者数及び利用日数の増加を見込んでいます。特別支援学校の卒業生や一般就労を目指す障がい者への情報提供に努め、一般就労へ移行した障がい者が就労の定着ができるよう、安心して働ける環境づくりなどの支援の充実を図ります。

短期入所は、家族等介護者のレスパイト（一時的な休息）や緊急時の利用などのニーズを踏まえ、迅速かつ円滑な利用が促進できるよう、事業者と連携し、サービス提供体制の拡充に努めます。

3 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する人に対し、地域における居住の場を保障するため、以下の3つの居住系サービスを実施しています。

【居住系サービスの内容】

サービス名	サービス内容
① 自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームなどから、ひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問または随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、日常生活を営む上での問題を把握し、必要な情報提供及び助言、相談、関係機関との連絡調整等を行うサービスです。
② 共同生活援助 (グループホーム)	就労または自立訓練、就労移行型支援等を受けている障がい者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において日常生活の相談のほか、入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の支援を行うサービスです。
③ 施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人、または生活介護の対象となっている障がい者（障害支援区分4以上）に対して、夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービスです。

【居住系サービスの実績と見込み量】

サービス名	単位	実績（※令和5年度は見込み）			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
② 共同生活援助 (グループホーム)	人/月	8	13	12	12	13	14
うち重度障がい者の利用者数	人	0	2	2	2	2	2
精神障がい者の共同生活援助	人/月	6	7	5	3	4	5
③ 施設入所支援	人/月	15	15	16	16	16	16

【居住系サービスの見込み量の考え方及び方策】

自立生活援助は平成 30 年度から新たに始まった事業であり、利用実績はありませんが、地域生活への移行を推進するために重要なサービスであるため、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービス提供体制の確保に努めるとともに、事業の周知を図ります。

共同生活援助（グループホーム）の利用者は、将来的にグループホームを考えていると相談を受けることがあるため、増加を見込んでいます。障がい者の高齢化が進む中、親亡き後の支援としても重要な支援となります。事業者への情報提供等を行います。

施設入所支援は、現在 16 人/月の利用があり、一定数の利用ニーズはあると考えられます。

4 相談支援

地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支えるため、以下の3つの相談支援を実施しています。

【相談支援の内容】

サービス名	サービス内容
① 計画相談支援	障がい者またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がい者の心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。
② 地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対し、居住の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行うサービスです。
③ 地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に相談、その他の便宜を供与するサービスです。

【相談支援の実績と見込み量】

サービス名	単位	実績（※令和5年度は見込み）			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 計画相談支援	人/年	63	60	58	60	62	64
② 地域移行支援	人/年	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の 地域移行支援	人/年	0	0	0	1	1	1
③ 地域定着支援	人/年	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の 地域定着支援	人/年	0	0	0	1	1	1

【相談支援の見込み量の考え方及び方策】

計画相談支援は、平成 27 年度から障がい福祉サービスの利用に際し、サービス等利用計画の作成が必須となり、利用者は増加している状況で、今後もさらに増加が見込まれます。障がい者一人ひとりの特性に応じた丁寧なケアマネジメントが提供できるよう、町内 2 か所の相談支援事業所及び他の相談支援事業所との連携に努めます。

地域移行支援、地域定着支援はこれまで利用実績はありませんが、今後、精神科病院等から地域生活移行のための支援にあたり、多様なニーズが顕在化すると考えられるため、サービス提供体制の整備に努め、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討します。

第2節 障がい児福祉サービスの事業量の見込み

障がい児福祉サービスは、「障がい児通所支援」「障がい児相談支援」「障がい児入所支援」について事業量を見込みます。

1 障がい児通所支援

障がい児及びその家族に対し、身近な地域で切れ目なく支援できるように、以下のサービスを実施しています。

【障がい児通所支援の内容】

サービス名	サービス内容
① 児童発達支援	身近な地域で質の高い支援を必要とする未就学の児童が療育を受けられる場を提供するサービスです。障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応可能です。
② 放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休みと長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供を行うことによって、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。
③ 保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し、支援方法などの指導等を行うサービスです。
④ 居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を行うサービスです。
⑤ 医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービスです。

【障がい児通所支援の実績と見込み量】

サービス名	単位	実績（※令和5年度は見込み）			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 児童発達支援	人/月	9	11	11	13	15	17
	人日/月	61	67	90	110	130	150
② 放課後等デイサービス	人/月	25	28	30	33	35	37
	人日/月	303	395	400	420	450	480
③ 保育所等訪問支援	人/月	2	3	3	3	4	5
	人日/月	1	3	3	3	4	5
④ 居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
⑤ 医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

【障がい児通所支援の見込み量の考え方及び方策】

児童発達支援は、今後、対象児童の増加が予測され、放課後等デイサービスの利用者も毎年増加傾向にあり、今後も支援が必要な児童による利用の増加が見込まれるため、障がい児及びその保護者が安心して、質の高いサービスを受けられるよう、事業所に対して指導・研修等の実施を検討していきます。

また、障がいのある児童と障がいのない児童ができる限り共に成長できる環境をつくるため、放課後児童クラブによる障がい児の受け入れ可能となるよう、関係課と協議を進めます。

医療型児童発達支援と居宅訪問型児童発達支援は、サービスの特性上、対象者が限られ、これまでの利用実績はありませんが、今後のニーズに応じて適切なサービス提供を行える体制を確保するとともに、サービスの周知を図ります。

2 障がい児相談支援

障がい児通所支援サービスを利用する全ての児童を対象に、障がい児支援利用計画を作成するため、障がい児相談支援を実施しています。

【障がい児相談支援の内容】

サービス名	サービス内容
① 障がい児相談支援	障がい児の自立した生活を支え、障がい児が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行うため、障がい児通所支援を利用する全ての障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。 また、入所サービスについては、児童相談所（県）が専門的な判断を行うため、障がい児支援利用計画の作成対象外となります。

【障がい児相談支援の実績と見込み量】

サービス名	単位	実績（※令和5年度は見込み）			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 障がい児相談支援	人/年	38	41	44	48	50	52

【障がい児相談支援の見込み量の考え方及び方策】

障がい児相談支援は、サービスの利用が増加していることから、今後の利用増加が見込まれます。町内2か所の相談支援事業所及び他相談支援事業所と連携し、障がい児の適切なサービス利用につなげていきます。

3 障がい児入所支援

障がい児の施設入所については、県が所管として実施しています。

【障がい児入所支援の内容】

サービス名	サービス内容
① 福祉型児童入所支援	障がい児の保護、日常生活の指導、集団生活への適応訓練、独立自活に必要な知識技能の付与などを行うサービスです。
② 医療型児童入所支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童の保護、日常生活の指導、集団生活への適応訓練、独立自活に必要な知識技能の付与などを行うサービスです。

4 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターの配置が求められています。

【コーディネーターの配置の実績と見込み量】

項 目	単 位	実 績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
① コーディネーターの配置人数	人	0	0	0	1	1	1

【コーディネーターの配置の見込み量の考え方及び方策】

現在、町内相談支援事業所に医ケア児コーディネーターの研修を修了された方が3名いらっしゃいますが、相談者がおらずコーディネーターの依頼をしていないため、実績を0名としています。今後相談があることを想定し毎年1名を見込んでいます。町内相談支援事業所に医ケア児コーディネーターと連携し、医療的ケア児の支援を総合的に行っていきます。

5 障がい児支援における子ども・子育て支援との連携

障がいのある子どもが希望に沿ったかたちで、保育所や幼稚園等を利用できるよう、保育・教育施設の受け入れ体制の整備が求められています。

【保育所・幼稚園における障がい児の受け入れ体制の実績と見込み量】

項 目	単 位	実績（※令和 5 年度は見込み）			見込み		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
① 保育所	人	4	11	8	12	12	12
② 幼稚園	人	17	18	20	20	20	20

【保育所・幼稚園における障がい児の受け入れ体制の見込み量の考え方及び方策】

町の療育や福祉サービスにつながっており、保育所・幼稚園に在籍するこどもが増加しているため、増加を見込んでいます。また、子ども・子育て支援と連携しながら、障がいのある児童のニーズを把握し、また、保育士等の研修を充実することにより、保育所等における受け入れ体制の整備に努めます。

第3章 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障がい福祉サービス等とは別に、地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の判断で柔軟に実施する事業として定められています。

これまでの実績をもとに、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）の事業量を見込みました。

第1節 必須事業

1 相談支援事業

【サービス内容】

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

【相談支援事業の実績と見込み量】

区 分	単 位	実績（※令和5年度は見込み）			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援事業実施	か所	2	2	2	2	2	2

【相談支援事業の見込み量の考え方及び方策】

本町では、町内に2か所の相談支援事業所が事業を行っており、各事業所と連携し、障がい者の生活支援の一助を担っています。

2 成年後見制度利用支援事業

【サービス内容】

障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、必要経費を助成することで利用を支援し、障がい者の権利擁護を図るサービスです。

【成年後見制度利用支援事業の実績と見込み量】

区 分	単 位	実績（※令和5年度は見込み）			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業申立件数	件/年	0	0	0	0	0	1

【成年後見制度利用支援事業の見込み量の考え方及び方策】

これまでに障がいがある人の申立の実績はなく、今のところ対象者もない状況ですが、今後も事業の周知を図り必要な人が利用できるように努めます。

3 意思疎通支援事業

【サービス内容】

聴覚・言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等を行う支援サービスです。

【意思疎通支援事業の実績と見込み量】

区 分	単 位	実績（※令和5年度は見込み）			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者、要約筆記者派遣回数	回/年	0	2	3	5	5	5

【意思疎通支援事業の見込み量の考え方及び方策】

令和3年度より、福岡県聴覚障害者協会に事業を委託し、支援を行っています。町が主催する講演会等への手話通訳者の派遣はあるものの、これまでに障がい者自身の利用はありませんでした。

今後は、手話通訳者を派遣することで聴覚障がい者が講演会等に参加できる機会を提供するとともに、必要な方が利用できるように制度の周知を行っていきます。

4 日常生活用具給付事業

【サービス内容】

在宅の重度身体障がい者、知的障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

① 介護・訓練支援用具

身体介護を支援する用具（特殊寝台、特殊マット、体位変換器機等）

② 自立生活支援用具

入浴や歩行、食事等を支援する用具（入浴補助用具、移動移乗支援用具等）

③ 在宅療養等支援用具

在宅療養を支援する用具（透析液加温器、電気式たん吸引器等）

④ 情報・意思疎通支援用具

情報収集、意思疎通等を支援する用具（情報・通信支援用具等）

⑤ 排泄管理支援用具

排泄管理を支援する用具（ストマ用具、紙おむつ、収尿器等）

⑥ 住宅改修費

居宅生活活動を円滑に行うための手すりの取り付けや段差の解消等の小規模な住宅改修

【日常生活用具給付事業の実績と見込み量】

区 分	単 位	実績（※令和5年度は見込み）			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付件数 合計	件/年	215	240	258	273	283	300
① 介護・訓練支援用具	件/年	0	2	0	1	1	1
② 自立生活支援用具	件/年	4	1	1	1	1	1
③ 在宅療養等支援用具	件/年	0	3	0	1	1	1
④ 情報・意思疎通支援用具	件/年	1	0	0	0	0	1
④ 排泄管理支援用具	件/年	210	234	257	270	280	295
⑤ 住宅改修費	件/年	0	0	0	0	0	1

【日常生活用具給付事業の見込み量の考え方及び方策】

日常生活用具給付件数は、利用が年々増加しており、増加が見込まれます。今後も日常生活用具に関する製品の充実に努めるとともに、事業の周知及び情報提供を行い、必要な方が利用できるように整えていきます。

5 手話奉仕員養成研修事業

【サービス内容】

聴覚及び音声、言語機能に障がいがあり、意思疎通を図ることに支障がある人の日常生活及び社会生活を支援するため、手話奉仕員養成研修を実施し、養成する事業です。令和4年度より糟屋中部3町（久山町、篠栗町、粕屋町）で取り組んでおり、2年間で修了となる研修内容となっています。

【手話奉仕員養成研修事業の実績と見込み量】

区 分	単 位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員 養成研修事 業修了者数	人/年	0	0	4	0	5	0

【手話奉仕員養成研修事業の見込み量の考え方及び方策】

次回の手話奉仕員養成研修が令和6年度より開催のため、令和7年度に5名で見込んでいます。今後も糟屋中部3町で連携し、手話奉仕員養成研修の実施に努め、人材の確保を推進します。

6 移動支援事業

【サービス内容】

屋外の移動が困難な障がい者などに対して、社会参加や余暇活動を促進するために、ヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

【移動支援事業の実績と見込み量】

区 分	単 位	実績（※令和5年度は見込み）			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数	人/年	9	5	5	6	6	6
延べ利用者数	人日/年	66	54	54	60	60	60

【移動支援事業の見込み量の考え方及び方策】

移動支援事業の利用は増加しており、今後も増加が見込まれます。今後も事業の周知を図り、利用ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

7 地域活動支援センター事業

【サービス内容】

障がいのある利用者に対して創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

○ 地域活動支援センターⅠ型

- ・相談事業を実施することや専門職員を配置することで、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

○ 地域活動支援センターⅡ型

- ・地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴のサービスを実施します。

○ 地域活動支援センターⅢ型

- ・地域の障がい者のための援護対策として、地域の障がい者団体等の通所による援護事業（小規模作業所）を実施します。

【地域活動支援センター事業の実績と見込み量】

区 分	単 位	実績（※令和5年度は見込み）			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
契約事業所数	か所	2	2	2	2	2	2
利用者数	人/年	2	3	2	2	2	3

【地域活動支援センター事業の見込み量の考え方及び方策】

利用者数に変動がないため、現状維持で見込んでいます。地域活動支援センターを利用する障がいのある人が、多くの経験や人との出会いの場となるよう内容の充実に努めるとともに、事業の周知及び利用促進を図ります。

第2節 任意事業

1 日中一時支援事業

【サービス内容】

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行うサービスです。

【日中一時支援事業の実績と見込み量】

区 分	単 位	実績（※令和5年度は見込み）			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援支給決定者数	人/年	4	4	4	4	4	4
実利用者数	人/年	0	1	1	2	2	2

【日中一時支援事業の見込み量の考え方及び方策】

日中一時支援事業の利用に大幅な変動はありませんので、決定者は現状維持で見込んでいます。今後も事業の周知を図り、利用ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

2 社会参加促進事業

【サービス内容】

障がいのある人の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部助成などを行っています。

○ 自動車運転免許取得費助成事業

- ・身体障がい者及び知的障がい者が自動車運転免許を取得するために必要な経費を助成します。

○ 自動車改造助成事業

- ・身体障がい者が就労等のために購入し、自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【社会参加促進事業の実績と見込み量】

区 分	単 位	実績（※令和5年度は見込み）			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業利用者数	人/年	0	1	0	1	1	1

【社会参加促進事業の見込み量の考え方及び方策】

利用者数は、変動ありませんでしたので毎年1名の利用者を見込んでします。

また、自動車運転免許の取得や改造費の助成について周知を図り、障がいのある人の積極的な社会参加を支援します。